

## 日本銀行法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 通貨及び金融の調節の理念における雇用の安定の明記

日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて、雇用の安定を含む国民経済の健全な発展に資することをもち、その理念とするものとする。 (第2条関係)

### 第二 物価の変動に係る目標及びこれに基づき政府との間で締結する協定

1 政府は、達成すべき物価の変動に係る目標を定め、これを日本銀行に指示するものとする。 (第4条第2項関係)

2 日本銀行は、1の目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関して定める協定を政府との間で締結するものとする。

(第4条第3項関係)

3 日本銀行は、2の協定で定めるところにより、1の目標の達成状況及び2の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならないものとする。

(第4条第4項関係)

4 1の目標に基づき2の協定において定める事項は、政策委員会（以下「委員会」という。）の議決事項とするものとする。

(第15条第1項第1号関係)

### 第三 役員解任

1 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに不適当であると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該役員を解任することができるものとする。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の同意を得なければならないものとする。

2 第二の1の目標を達成することができなかつた場合でも、日本銀行からその合理的な理由について説明があったときは、1の適用はないものとする。

(第25条関係)

第四 国会に対する協定の内容の報告及び物価の変動に係る目標の達成状況等の説明

- 1 日本銀行は、第二の2の協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならないものとする。
- 2 日本銀行は、第二の1の目標の達成状況及び第二の2の協定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告するとともに、説明をしなければならないものとする。

(第54条第1項及び第2項関係)

第五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとする。  
(附則第1項関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。